

第Ⅲ章

東広島市の望ましい環境像



第1節 東広島市環境基本計画の基本理念

「第四次東広島市総合計画」では、これからのまちづくりの理念として、「人が集い、むすびつき、輝くまち」、「安全・安心な暮らしが確保され、快適に暮らせるまち」、「知的資源や地域特性を活かした、活力あるまち」を掲げ、この「まちづくりの理念」に基づいた将来の都市像を『未来にはばたく国際学術研究都市～ともに育み、人が輝くまち～』と設定しています。この都市像を具体化するため、まちづくり大綱の一つとして、「環境と調和した生活しやすいまち」を掲げ、『市内に共存する都市的な利便性と豊かな自然環境を活かしながら、便利で豊かな暮らしを実現できる生活空間を形成するとともに、自然環境への配慮を重視した循環型社会づくりに取り組むことにより、将来の世代に地域の資源を継承できる東広島市独自の特色あるまちづくりを進める』こととしています。

また、「東広島市環境基本条例」においては、『市、市民及び事業者のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら、社会経済活動がもたらす環境への負荷の低減を図り、限りある資源及びエネルギーの循環的な利用を基調とした持続可能な社会を実現するための新たな一歩を踏み出さなければならない。』との認識の下、4つの基本理念を掲げています（東広島市環境基本条例 第3条）。

本計画は、第四次東広島市総合計画を環境面から具体化することを目的に、東広島市環境基本条例に基づき策定されるものです。

そのため、本計画においては、東広島市環境基本条例の基本理念を踏襲することとします。

◆東広島市環境基本計画の基本理念（東広島市環境基本条例 第3条）

- 1 環境の保全及び創出は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、及び人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創出は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創出に関する行動が市、市民及び事業者の公平な役割分担及び協働の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての日常生活及び事業活動において着実に推進されなければならない。